

(別添)

- 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について（平成 30 年障発 1206 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
【新旧対照表】

(波線部が変更部分)

改 正 後	改 正 前
障 発 1206 第 3 号 平成30年12月 6 日 <u>一部改正</u> 障 発 0528 第 5 号 <u>令和元年 5 月28日</u> 各都道府県知事・指定都市の長 殿 厚 生 労 働 省 社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略) 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について (略) 別紙 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領 1 (略) 2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて (1) 法第18条第 1 項第 3 号及び同号に基づく厚生省告示(昭和63年 4 月厚生省告示第124号。以下「精神科実務経験告示」という。)に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、<u>原則として</u>、指定医の指定申請時に提出する上記経験を有することを証する書面（以下「ケースレポート」という。）及び口頭試問により、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技能を有しているかについて確認するものとする。ケースレポートについては、(2)に定める事項に従い記載し、申請書に添付して、申請するものとする。 (略)	障 発 1206 第 3 号 平成30年12月 6 日 各都道府県知事・指定都市の長 殿 厚 生 労 働 省 社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略) 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について (略) 別紙 精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領 1 (略) 2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて (1) 法第18条第 1 項第 3 号及び同号に基づく厚生省告示(昭和63年 4 月厚生省告示第124号。以下「精神科実務経験告示」という。)に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、指定医の指定申請時に提出する上記経験を有することを証する書面（以下「ケースレポート」という。）及び口頭試問により、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技能を有しているかについて確認するものとする。ケースレポートについては、(2)に定める事項に従い記載し、申請書に添付して、申請するものとする。 (略)

(2) ケースレポートの対象となる症例については、以下によるものとする。 ア 精神科実務経験告示に定める5例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務（1(3)ア及びイに該当するものをいう。）し、3の指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、<u>入院中においては、少なくとも1週間に4日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。</u> 注（略） イ・ウ（略） エ ケースレポートの対象となる症例は、措置入院者に係るもの又は医療保護入院者に係るものに限る。また、措置入院者に係る症例及び医療保護入院者に係る症例を必ず各1例以上含まなければならない。ただし、措置入院者に係る症例を必須とするのは<u>令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。</u> オ 医療保護入院者に係る症例については、入院時から担当した症例を必ず1例以上含めることとし、当該症例については、入院時の指定医診察に立ち会うことが必要である。ただし、当該症例を必須とするのは<u>令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。</u> カ～ケ（略） コ 提出するケースレポートのうち1例以上は、申請前1年以内に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは<u>令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。</u> 注1・注2（略） サ 提出するケースレポートのうち2例以上は、申請日の1年前の日より前に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは<u>令和4年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を2例以上含むことが望ましいものとする。</u> シ～ソ（略） 3 指導医について (1) 指導医は次のア及びイの要件を満たす指定医とする。ただし、アについては、申請者が<u>令和7年7月以降に担当を開始した症例の指導医に限るものとする。</u> ア・イ（略） (2)（略）	(2) ケースレポートの対象となる症例については、以下によるものとする。 ア 精神科実務経験告示に定める5例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務（1(3)ア及びイに該当するものをいう。）し、3の指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、<u>少なくとも1週間に4日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。</u> 注（略） イ・ウ（略） エ ケースレポートの対象となる症例は、措置入院者に係るもの又は医療保護入院者に係るものに限る。また、措置入院者に係る症例及び医療保護入院者に係る症例を必ず各1例以上含まなければならない。ただし、措置入院者に係る症例を必須とするのは<u>平成34(2022)年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。</u> オ 医療保護入院者に係る症例については、入院時から担当した症例を必ず1例以上含めることとし、当該症例については、入院時の指定医診察に立ち会うことが必要である。ただし、当該症例を必須とするのは<u>平成34(2022)年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。</u> カ～ケ（略） コ 提出するケースレポートのうち1例以上は、申請前1年以内に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは<u>平成34(2022)年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。</u> 注1・注2（略） サ 提出するケースレポートのうち2例以上は、申請日の1年前の日より前に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは<u>平成34(2022)年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を2例以上含むことが望ましいものとする。</u> シ～ソ（略） 3 指導医について (1) 指導医は次のア及びイの要件を満たす指定医とする。ただし、アについては、申請者が<u>平成32(2020)年7月以降から担当を開始した症例の指導医に限るものとする。</u> ア・イ（略） (2)（略）
---	--

(3) その他 ア (略) イ その場合、原則として、別添様式 3-1 中⑦のケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。 <u>なお、証明を行う指導医は、申請者が、指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っているか、医療保護入院の入院時の指定医診察に立ち会っているかについて、他の指導医が指導した期間についても当該指導医に連絡する等により確認を行うこと。</u> ウ <u>2 (2) スの退院後の通院治療を行った症例について、入院期間中の指導医と通院治療時の指導医が異なる場合には、入院期間中の最後に指導した指導医と通院治療時に指導した指導医がそれぞれ指導の証明を行うこと。</u> 4 口頭試問の実施について ケースレポートの書面審査の後、<u>原則として、法第18条第1項第3号及び精神科実務経験告示に規定する「診断又は治療に従事した経験」並びに法第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有しているかについて、口頭試問で確認するものとする。</u> <u>なお、口頭試問の実施についての詳細は別途通知する。</u> 5 (略) 6 指定医の指定に係るその他の事項について (1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式 1-1 に定める精神保健指定医指定申請書に、以下の書類等を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の長に提出するものとする。 ① <u>履歴書（申請前 6 ヶ月以内に上半身脱帽で撮影された、縦40ミリメートル、横30ミリメートル以上の大きさの写真を貼付すること。なお、写真の裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。）</u> ②～⑧ (略) ⑨ <u>写真（大きさは縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請前 6 ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、①の履歴書に添付する写真とは別に提出すること。）</u> ⑩～⑫ (略) (2)～(4) (略) (5) 精神保健指定医指定申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定や、法施行規則第4条の12第1項に規定された指定後の研修の通知など、精神保健指定医制度の運用のためのみに利用する。	(3) その他 ア (略) イ その場合、原則として、別添様式 3-1 中⑦のケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。 <u>なお、証明を行う指導医は他の指導医が指導した期間についても当該指導医に連絡するなどして、指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っているか、医療保護入院の入院時の指定医診察に立ち会っているかを確認するよう努めること。</u> (新設) 4 口頭試問の実施について ケースレポートの書面審査の後、法第18条第1項第3号及び精神科実務経験告示に規定する「診断又は治療に従事した経験」並びに法第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有しているかについて、<u>口頭試問を行うものとする。</u> 5 (略) 6 指定医の指定に係るその他の事項について (1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式 1-1 に定める精神保健指定医指定申請書に、以下の書類等を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の長に提出するものとする。 ① 履歴書 ②～⑧ (略) ⑨ <u>写真（縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請前6ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。）</u> ⑩～⑫ (略) (2)～(4) (略) (5) 精神保健指定医指定申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定や、法施行規則第4条の12第1項に規定された指定後の研修の通知など、精神保健指定医制度の運用のためのみに利用されること。
---	---

7 研修について

法第18条第1項第4号及び第19条第1項に規定する研修については、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う。

8 (略)

別紙1・別紙2 (略)

様式1-1

精神保健指定医指定申請書

(略)

(略)	
研修の受講	年 月 日 ～ 年 月 日
(略)	

(略)

様式1-2

精神保健指定医指定申請書(失効後一年未満)

(略)

(略)				
失効前の 指定医番号 及び有効期限	番 号		有効 期限	年 月 日
研修の受講	年 月 日 ～ 年 月 日			
(略)				

(略)

様式2-1・様式2-2 (略)

様式3-1

申請日 年 月 日

ケースレポート(第 症例)

7 研修について

法第18条第1項第4号及び第19条第1項に規定する研修については、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うこととしていること。

8 (略)

別紙1・別紙2 (略)

様式1-1

精神保健指定医指定申請書

(略)

(略)	
研修の受講	<u>平成</u> 年 月 日 ～ <u>平成</u> 年 月 日
(略)	

(略)

様式1-2

精神保健指定医指定申請書(失効後一年未満)

(略)

(略)				
失効前の 指定医番号 及び有効期限	番 号		有効 期限	<u>平成</u> 年 月 日
研修の受講	<u>平成</u> 年 月 日 ～ <u>平成</u> 年 月 日			
(略)				

(略)

様式2-1・様式2-2 (略)

様式3-1

申請日 年 月 日

ケースレポート(第 症例)

(略)	(略)
⑥当該症例の入院形態に係る入退院年月日（※2） 年 月 日～ 年 月 日（入院形態： ） 年 月 日～ 年 月 日（入院形態： ）	⑥当該症例の入院形態に係る入退院年月日（※2） 平成 年 月 日～平成 年 月 日（入院形態： ） 平成 年 月 日～平成 年 月 日（入院形態： ）
⑦主治医又は担当医になった期間（※3） 年 月 日～ 年 月 日	⑦主治医又は担当医になった期間： 平成 年 月 日～平成 年 月 日
⑧行動制限の有無（有・無） 有の場合の行動制限の種類（電話の制限・面会の制限・隔離・身体的拘束・任意入院者の開放処遇の制限）	⑧行動制限の有無（有・無） 有の場合の行動制限の種類（電話の制限・面会の制限・隔離（12 時間未満）・隔離（12 時間以上）・身体的拘束・任意入院者の開放処遇の制限）
(略)	(略)
⑪指導を行った精神保健指定医（※4）	⑪指導を行った精神保健指定医（※3）
(略)	(略)
指導期間： 年 月 日 ～ 年 月 日	指導期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
<ケースレポートの証明> (略) (※退院後の通院治療を行った症例で当該通院期間に係る指導医が入院期間の指導医と異なる場合、以下に当該通院期間に係る指導医が署名をすること。) このケースレポートは、私が常勤として勤務した上記医療機関において、上記期間のうち退院後の通院期間中私の指導のもとに申請者が診断又は治療を行った症例であり、内容についても、私が厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名（自筆署名）	<ケースレポートの証明> (略) (新設)
※1・※2 (略) ※3 退院後の通院治療を行った症例について提出する場合には、当該通院期間については入院期間と分けて記載し、後ろに「(通院)」と記載すること。	※1・※2 (略) (新設)

※<u>4</u> (略) 【関係法規に定める手続への対応】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）による各種入院に関し、関係法規に定める手続への対応を以下に記載すること。途中で入院形態を変更した場合は、変更前と変更後のいずれの入院形態に係る手続についても記載すること。なお、自由記載を求めている項目については各々100字程度で簡潔にまとめること。 法による各種入院又は入院中の者の行動制限が、その必要性等に関する法令の要件を踏まえて行われたことについては、ケースレポート本文の記載に基づき評価を行うものとする。 <措置入院> (略) <医療保護入院> (略) <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3. 医療保護入院を行う際の指定医による診察に、立ち会ったか</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>4. 平成 26 年 4 月 1 日以降に入院した者の場合、<u>法第 33 条第 1 項又は第 3 項による医療保護入院を行うに当たって、家族等のいずれか又は市区町村長から同意を得たか</u> (法第 33 条第 1 項・第 3 項)</td><td> (略) (家族等のいずれかから同意を得た場合、当該家族等の続柄、同意者とした経緯及び同意を得た日付) (削る) ※ (略) (略) </td></tr> </table>	(略)	(略)	3. 医療保護入院を行う際の指定医による診察に、立ち会ったか	(略)	4. 平成 26 年 4 月 1 日以降に入院した者の場合、 <u>法第 33 条第 1 項又は第 3 項による医療保護入院を行うに当たって、家族等のいずれか又は市区町村長から同意を得たか</u> (法第 33 条第 1 項・第 3 項)	(略) (家族等のいずれかから同意を得た場合、当該家族等の続柄、同意者とした経緯及び同意を得た日付) (削る) ※ (略) (略)	※<u>3</u> (略) 【関係法規に定める手続への対応】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）による各種入院に関し、関係法規に定める手続への対応を以下に記載すること。途中で入院形態を変更した場合は、変更前と変更後のいずれの入院形態に係る手続についても記載すること。なお、自由記載を求めている項目については各々100字程度として簡潔にまとめること。 法による各種入院又は入院中の者の行動制限が、その必要性等に関する法令の要件を踏まえて行われたことについては、ケースレポート本文の記載に基づき評価を行うものとする。 <措置入院> (略) <医療保護入院> (略) <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3. 医療保護入院を行う際の指定医（<u>特定医師</u>）による診察に、<u>立ち会ったか</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>4. 平成 26 年 4 月 1 日以降に入院した者の場合、医療保護入院を行うに当たって、家族等のいずれか又は市区町村長から同意を得たか (法第 33 条第 1 項・第 3 項)</td><td> (略) (家族等のいずれかから同意を得た場合、当該家族等を同意者とした経緯及び同意を得た日付) ※ <u>後見人又は保佐人の存在を把握しているが、これらの者を同意者としなかった場合、その理由を記載すること。</u> ※ (略) (略) </td></tr> </table>	(略)	(略)	3. 医療保護入院を行う際の指定医（ <u>特定医師</u> ）による診察に、 <u>立ち会ったか</u>	(略)	4. 平成 26 年 4 月 1 日以降に入院した者の場合、医療保護入院を行うに当たって、家族等のいずれか又は市区町村長から同意を得たか (法第 33 条第 1 項・第 3 項)	(略) (家族等のいずれかから同意を得た場合、当該家族等を同意者とした経緯及び同意を得た日付) ※ <u>後見人又は保佐人の存在を把握しているが、これらの者を同意者としなかった場合、その理由を記載すること。</u> ※ (略) (略)
(略)	(略)												
3. 医療保護入院を行う際の指定医による診察に、立ち会ったか	(略)												
4. 平成 26 年 4 月 1 日以降に入院した者の場合、 <u>法第 33 条第 1 項又は第 3 項による医療保護入院を行うに当たって、家族等のいずれか又は市区町村長から同意を得たか</u> (法第 33 条第 1 項・第 3 項)	(略) (家族等のいずれかから同意を得た場合、当該家族等の続柄、同意者とした経緯及び同意を得た日付) (削る) ※ (略) (略)												
(略)	(略)												
3. 医療保護入院を行う際の指定医（ <u>特定医師</u> ）による診察に、 <u>立ち会ったか</u>	(略)												
4. 平成 26 年 4 月 1 日以降に入院した者の場合、医療保護入院を行うに当たって、家族等のいずれか又は市区町村長から同意を得たか (法第 33 条第 1 項・第 3 項)	(略) (家族等のいずれかから同意を得た場合、当該家族等を同意者とした経緯及び同意を得た日付) ※ <u>後見人又は保佐人の存在を把握しているが、これらの者を同意者としなかった場合、その理由を記載すること。</u> ※ (略) (略)												

4-1. 平成 26 年 3 月 31 日以前に入院した者の場合、旧法(※)第 33 条第 1 項による医療保護入院を行うに当たって、保護者(市区町村長を含む。)から同意を得たか(旧法第 20 条第 2 項、第 21 条、第 33 条第 1 項) ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 47 号)による改正前の法	☐ 保護者から同意を得た (☐ 後見人 ☐ 保佐人 ☐ 配偶者 ☐ 親権者 ☐ 扶養義務者) ☐ 保護者(市区町村長)から同意を得た(削る) (保護者から同意を得た場合、当該保護者の続柄及び同意を得た日付) ※ 後見人又は保佐人の存在を把握しているが、これらの者から同意を得なかった場合、その理由を記載すること ※ 未成年の場合に、父母双方から同意を得なかった場合、その理由を記載すること (市区町村長から同意を得た場合、その理由及び日付) (削る)	4. 平成 26 年 3 月 31 日以前に入院した者の場合、医療保護入院を行うに当たって、保護者(市区町村長を含む。)又は扶養義務者から同意を得たか(旧法(※)第 21 条、第 33 条第 1 項・第 2 項) ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 47 号)による改正前の法	☐ 保護者から同意を得た (☐ 後見人 ☐ 保佐人 ☐ 配偶者 ☐ 親権者 ☐ 扶養義務者) ☐ 保護者(市区町村長)から同意を得た ☐ 扶養義務者から同意を得た (保護者から同意を得た場合、その日付) (新設) (新設) (市区町村長から同意を得た場合、その理由及び日付) (扶養義務者から同意を得た場合、保護者の選任結果及び保護者による入院となった日付)
4-2. 旧法第 33 条第 2 項による医療保護入院を行った場合、扶養義務者による同意を得たか(旧法第 20 条第 1 項、第 33 条第 2 項)	☐ 扶養義務者から同意を得た (同意を得た扶養義務者の続柄及び同意を得た日付) ※ その後の旧法第 33 条第 1 項の同意については 4-1 に記載すること	(新設)	(新設) (新設) (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

7. 6の告知を延期する（4週間以内）と判断した場合、必要事項の診療録への記載が行われたか （法第33条の3、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第15条）	(略)	7. 6の告知を延期する（4週間以内）と判断した場合、必要事項の診療録への記載が行われたか （法第33条の3第2項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第15条）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 「医療保護入院者退院支援委員会」が開催されたか （法第33条の6、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第15条の6～第15条の8）	(略) 【審議結果の通知】 ☐ 審議結果が、患者本人並びに出席要請を行った家族等及び地域援助事業者その他の当該精神障害者の退院後の生活環境に関わる者に通知された	10. 「医療保護入院者退院支援委員会」が開催されたか （法第33条の6、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第15条の6～15条の8）	(略) 【審議結果の通知】 ☐ 審議結果が、患者本人及び出席要請を行った家族等又は地域援助事業者その他の当該精神障害者の退院後の生活環境に関わる者に通知された
(略)	(略)	(略)	(略)
<緊急措置入院又は応急入院> (略)		<緊急措置入院又は応急入院> (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
1. 緊急措置入院が行われた場合、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自傷又は他害のおそれが著しいと指定医による診察で認められたか （法第29条の2第1項）	(略)	1. 緊急措置入院が行われた場合、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自傷又は他害のおそれが著しいと指定医による診察で認められたか （法第29条の2第1項）	(略)
2. 緊急措置入院の期間は、72時間以内であったか （法第29条の2第3項）	(略)	2. 緊急措置入院の期間は、72時間以内であったか	(略)

3. 急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、応急入院が行われた場合、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって当該精神障害のために任意入院が行われる状態にないと指定医又は特定医師による診察で判定されているか (法第 33 条の 7 第 1 項・第 2 項)	(略)	3. 急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、応急入院が行われた場合、その診察を受けた者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって当該精神障害のために任意入院が行われる状態にないと指定医又は特定医師による診察で判定されているか (法第 33 条の 7 第 1 項・第 2 項)	(略)
4. 応急入院の期間は、72 時間以内（特定医師の診察に基づく場合は 12 時間以内）であったか (法第 33 条の 7 第 1 項・第 2 項)	(略)	4. 応急入院が行われた場合、その入院は 72 時間以内（特定医師の診察に基づく場合は 12 時間以内）であったか	(略)
<任意入院> (略)		<任意入院> (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
3. 任意入院者本人の意思により開放処遇が制限される環境に入院させた場合、本人の意思による開放処遇の制限である旨の書面を、本人から得たか (第 130 号告示 (※)) ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (昭和 63 年厚生省告示第 130 号)	(略)	3. 任意入院者本人の意志により開放処遇が制限される環境に入院させた場合、本人の意志による開放処遇の制限である旨の書面を、本人から得たか (第 130 号告示 (※)) ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (昭和 63 年厚生省告示第 130 号)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

5. 任意入院者の退院制限の期間は、72 時間以内（特定医師の診察に基づく場合は 12 時間以内）であったか (法第 21 条第 3 項・第 4 項)	(略)	5. 任意入院者の退院制限が実施された場合、その期間は 72 時間以内（特定医師の診察に基づく場合は 12 時間以内）であったか (法第 21 条第 3 項・第 4 項)	(略)
<行動制限> (略)		<行動制限> (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
1. 電話又は面会に関する制限の実施時に、当該行動制限の理由について告知が行われたか (第 130 号告示)	(略)	1. 電話又は面会に関する制限の実施時に、当該行動制限の理由について書面による告知が行われたか (第 130 号告示)	(略)
2. 隔離、身体的拘束又は任意入院者の開放処遇の制限の実施時に、当該行動制限の理由について、書面による告知が行われるよう努めたか (第 130 号告示等)	(略)	2. 隔離、身体的拘束又は任意入院者の開放処遇の制限の実施時に、当該行動制限の理由について、書面による告知が行われるよう努めたか (第 130 号告示)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
4. 12 時間を超えない隔離を実施した場合、その判断は、医師により行われたか。 (第 130 号告示)	(略)	4. 12 時間未満の隔離を実施した場合、その判断は、医師により行われたか。 (第 130 号告示)	(略)

5. 12 時間を超える隔離又は身体拘束を実施した場合、その判断は指定医により行われたか (法第 36 条第 3 項、第 130 号告示、第 129 号告示 (※)) ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 36 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限 (昭和 63 年厚生省告示第 129 号)	(略)	5. 12 時間以上の隔離又は身体拘束を実施した場合、その判断は指定医により行われたか (法第 36 条第 3 項、第 130 号告示、第 129 号告示 (※)) ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 36 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限 (昭和 63 年厚生省告示第 129 号)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
8. 任意入院者の開放処遇の制限を実施した場合、その判断は医師により行われたか (第 130 号告示)	(略)	8. 任意入院患者の開放処遇の制限を実施した場合、その判断は医師により行われたか (第 130 号告示)	(略)
9. 任意入院者の開放処遇の制限を実施した場合、おおむね 72 時間以内に指定医による診察が行われたか (第 130 号告示)	(略)	9. 任意入院患者の開放処遇の制限を実施した場合、おおむね 72 時間以内に指定医による診察が行われたか (第 130 号告示)	(略)
(略) 様式 3 - 2 ケースレポート一覧 申請日 年 月 日 申請者氏名 申請者生年月日 年 月 日 住所地都道府県 (略) 様式 4 (略)		(略) 様式 3 - 2 申請日 年 月 日 ケースレポート一覧 (略) 様式 4 (略)	

